

Title	地方における法曹養成の展開と今後の展望： 法科大学院の募集停止・廃止と法曹コースの新設をふまえて
Sub Title	Development and future prospects of training of legal profession in the region : in the context of recruitment suspended and abolition of law schools, and establishment of legal profession courses
Author	宮下, 修一(Miyashita, Shuichi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2025
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.54 (2025. 2) ,p.[251]- 279
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	片山直也教授・鹿野菜穂子教授・本郷亮教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20250225-0251

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地方における法曹養成の展開と今後の展望

——法科大学院の募集停止・廃止と法曹コースの新設をふまえて——

宮 下 修 一

1. はじめに
2. 法科大学院の設置と募集停止・廃止に至るまでの状況
3. 幻の「広域連合法科大学院」構想とその後の影響
4. 「3 + 2」制度の導入と「法曹コース」の設置による地方における法曹教育の新たな可能性
5. 結語

1. はじめに

いわゆる「平成の司法制度改革」を受けて、2004年に法科大学院制度が導入されてから、20余年が経過した。同制度発足当初の2004年に68校、翌2005年に6校が開校し、合計74校の法科大学院が開校した。

しかしながら、2004年度は、法科大学院68校の入学定員総数が5,590名に対して入学者総数が5,767名と後者が前者を上回ったが、翌2005年度は、法科大学院74校の入学定員総数が5,825名に対して入学者総数が5,544名と早くも後者が前者を下回った。その理由の一つとして考えられるのが、法科大学院志願者数が2004年度の72,800人から41,756名に激減したことである。その後、法科大学院志願者数は、2007年にいったん上向いたものの減少の一途をたどり、2018年には8,058名と、制度開始以来最少の数字を記録した。そして法科大学院に対する社会の目が厳しくなる中で、2011年度をもって姫路獨協大学が募集停止を公表したことを皮切りに法科大学院の募集停止・廃止が相次ぎ、入学定員総数や入学者総数も大幅に減少し、2018年にはそれぞれ2,330名、

1,621名となった（なお、その後も募集停止や入学定員の削減があったため、2024年度の時点で入学定員は2,197名まで減少している¹⁾）。実際、法科大学院が、2024年度までに40校が募集停止またはその後廃止されているため、なお維持されている法科大学院は、34校にすぎない。

特に、地方国立大学については、制度発足当初は地方における法曹養成を旗印に次々と開校したが、結果的に、いわゆる旧七帝大と政令指定都市にある大学を除けば、現在維持されているのは金沢大学と琉球大学のみである。2015年度からは新潟大学、信州大学、島根大学、香川大学・愛媛大学（連合法科大学院）、鹿児島大学が、2016年度からは静岡大学、熊本大学がそれぞれ新規入学者の募集を停止するに至った（現在は、これらすべての大学で法科大学院が廃止されている）。

これにより、地方における法曹養成の仕組みはいったんなくなったかのように見えたが、2020年4月から導入された、いわゆる「3+2」制度の開始により状況は大きく変わることになった。上記の法科大学院が募集停止またはその後廃止された大学のうち、2020年度から新潟大学法学部、信州大学経法学部、熊本大学法学部、鹿児島大学法文学部、さらに2023年度から香川大学法学部に、3年間で大学を早期卒業してそのまま法科大学院に進学することが可能な「法曹コース」が設置され、連携先の法科大学院とタイアップしながら新たな形での法曹養成教育がスタートすることになった²⁾。そのこともあり、2021年度以降は法科大学院の志願者総数が増加して2024年度には13,513名まで回

1) 以上の数値については、第115回法科大学院等特別委員会（2024年6月21日開催）配付資料5-2「志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移」を参照。同文書は、文部科学省のウェブサイトで見ることが可能である（https://www.mext.go.jp/content/20240620-mxt_senmon02-000036588_7.pdf〔2024年10月31日閲覧。以下で引用するURLについても同様〕）。

2) 「3+2」制度と法曹コースの仕組みについては、文部科学省ウェブサイトの記載を参照（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/mext_00949.html）。なお、金沢大学と琉球大学では法科大学院が存続しているが、いずれも法曹コースが設置されており、自学の学部とのみ連携している。

復し、また、法科大学院入学者総数も 2024 年度には 2,076 名となるなど徐々に増加してきている³⁾。

そこで本稿では、地方における法曹養成制度のこれまでの展開を確認しつつ、今後の展開の可能性について検討することにした。まず、2 で地方国立大学における法科大学院の設置とその募集停止・廃止に至るまでの状況について、かつて筆者が所属していた静岡大学とそれを取り巻く状況を例にして振り返るとともに、3 で静岡大学と島根大学が中心となって構想された「広域連合法科大学院構想」について紹介し、その後の影響について検証する。次に、4 で「3 + 2」制度の開始と法曹コースの設置と地方における法曹教育発展の新たな可能性につき、現在筆者が所属する中央大学及び連携先の地方国立大学の法曹コースの状況を例にして検討する。最後に、5 で今後の地方における法曹養成の今後の展望について考えてみることにしたい。

2. 法科大学院の設置と募集停止・廃止に至るまでの状況

(1) 「平成の司法制度改革」と法科大学院の誕生

1990 年代前半に絶頂を迎えた「バブル経済」後の経済構造改革の一環として政治改革、行政改革、地方分権改革、規制緩和等が推進されたが、このうち「法の支配」の拡充・発展を図ることが規制緩和・行政改革を進めていくために必要であるという論理によって開始されたのが、「平成の司法制度改革」である⁴⁾。

1999 年から足かけ 3 年にわたって司法制度改革をめぐる議論が繰り返された司法制度改革審議会（会長：佐藤幸治京都大学名誉教授・近畿大学法学部教授〔当時〕）が 2001 年 6 月に公表した「司法制度改革審議会意見書」では、法科大学院に関して次のような提言がなされた（以下の引用は、本稿に関連する部分のみ抜粋したものである）⁵⁾。

3) 前掲注 1) 引用資料を参照。

- 司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである。
- 法科大学院は、平成 16（2004）年 4 月からの学生受入れ開始を目指して整備されるべきである。

審議において中心的な役割を担った委員からは、効率的な合格や効率的な勉強のみを志向する従来の司法試験のあり方を批判したうえで、法曹は「国民の社会生活上の医師」であるという観点から、「もっと精神的に余裕を持って、勉強自体がおもしろいという感覚の下に一生懸命に勉強」すれば、「ほぼ司法試験に通るというシステムを作る必要がある」⁶⁾、あるいは、「状況を根本的に改めるためには、今までのように司法試験にさえ通ればいいということではなく、それに先立つ教育の過程を重視し、それと司法試験および司法修習とが有機的に連携したプロセスとしての養成ないし選抜のシステムに変えていく必要

4) 豊秀一「司法制度改革の源流を考える——関係者の取材から」須網隆夫編『平成司法改革の研究——理論なき改革はいかに挫折したのか』（岩波書店、2022 年）3～4 頁。同論稿では、司法制度改革の開始前後における状況については、詳細な検証がなされている。また、飯考行「平成の司法改革をもたらしたもの——司法制度改革審議会前後の経過と社会を視野に入れて」同書 23～34 頁は、戦後から平成に至るまでの司法制度改革を概観する。なお、立法担当者が、平成の司法制度改革に至る経緯と同改革の概要を説明するものとして、古口章『総合法律支援法／法曹養成関連法（司法制度改革概説 5）』（商事法務、2005 年）145～229 頁。

5) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書」（2001 年 6 月 12 日）61 頁。なお、同意見書は、鹿児島大学司法政策教育研究センターのウェブサイト上に掲載されている「司法制度改革 Web 資料アーカイブ」（https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/content_annai.html）からアクセス可能である（意見書自体のリンク先は https://lawcenter.ls.kagoshima-u.ac.jp/shihouseido_content/shihouseido/report-dex.html）。

6) 佐藤幸治＝竹下守夫＝井上正仁『司法制度改革』（有斐閣、2002 年）215 頁〔佐藤幸治発言〕

がある」⁷⁾ 等の見解が示されている。

この意見書を受けて、1で述べたように、2004年に法科大学院制度が導入されることになった。筆者が2004年に赴任した静岡大学では（当時の筆者の所属は、法科大学院〔大学院法務研究科〕ではなく、人文学部〔2012年に人文社会科学部に名称変更〕法学科であった）、上記の司法制度改革の動きを受けて静岡県内の財界・法曹界を中心に2001年9月8日に設立された「司法改革静岡県懇談会」による「静岡県に法科大学院の設立を推進する決議」（2001年10月20日）等を受けて、静岡県内各地の議会や団体で法科大学院設置へ向けた意見書や決議が採択され、その機運が醸成された。ところが、法科大学院の設置は、基幹科目の担当教員等の不足等が原因となり2004年度は見送られ、2005年度にずれ込むこととなった⁸⁾。

（2）法科大学院を取り巻く状況の変化

（a）法科大学院の志願者数・入学者数の減少

（1）で述べたように鳴り物入りで始まった法科大学院制度であるが、ほどなくして暗雲が垂れ込めることになる。まず、「司法制度改革審議会意見書」では、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。」と提言され⁹⁾、また、司法試験委員会も新司法試験の合格者数を2010年度には2,900人ないし3,000人程度を目安として増加することを提唱したが¹⁰⁾、日本弁護士会連合会における反対意見の増加等が影響したこともあり、実際の合格者は2,000人程度にとどまった。これが大きな要因となり、1で述べたように法科大学院の志願者総数や入学者総数も大きく減少すること

7) 佐藤ほか・前掲注6) 216頁〔井上正仁発言〕

8) 当時の状況については、興津哲雄「司法改革静岡県懇談会のあゆみ——静岡大学法科大学院開校に向けて」静岡大学地域法実務実践センター編『地域とともに——静岡大学法科大学院の誕生から終焉まで』（静岡大学地域法実務実践センター、2019年〔非売品〕）59～66頁、大多和暁「法科大学院をめぐる静岡県弁護士会の活動」同誌67～78頁。

9) 司法制度改革審議会・前掲注5) 57頁。

になった¹¹⁾。

このことは、制度開設当初には、(1)で述べたような「ほぼ司法試験に通るというシステム」の一翼を担うはずの法科大学院制度自体への疑義につながり、逆風が吹き始めることとなったが、その逆風はほどなくして加速度的に強さを増すことになった。

(b)「法科大学院教育の質の向上」をめざす法科大学院の差別化

(a)で述べた状況の中で、文部科学省やその下に設置されていた中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下、引用を除き「法科大学院特別委員会」という。なお、2017年3月以降は「法科大学院等特別委員会」に名称が変更されたため、それ以降の略称としては後者を用いる。）から、法科大学院に向けられる圧力も次第に強まってきた。同委員会は、2009年に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」と題する報告を公表したが¹²⁾、これを受けて同委員会が設置した第3ワーキング・グループは、各法科大学院等に対するヒアリング調査等を行い、その結果を踏まえて2010年1月に「平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）」を公表した。これにより、法科大学院のうち14校については、新司法試験の合格状況が厳しく抜本的な改善が必要で重点的なフォローアップを要するとされ（重点校）、12校については、改善が不十分で継続的なフォローアップを要するとされた（継続校）¹³⁾。その後、上記第3ワーキング・グルー

10) 司法試験委員会「併行実施期間中（平成20年度以降）の新旧司法試験合格者数について」（平成19年6月22日）（司法試験委員会会議〔第37回〕配付資料6）。同文書は、法務省のウェブサイト上で閲覧可能である（<https://www.moj.go.jp/content/000006884.pdf>）。

11) 以上の記述については、米田憲市『『人的基盤』としての法曹人口——ゆがんだ「法の支配」への道』須網編・前掲注4）引用書240～244頁に依拠している。

12) 法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（2009年4月17日）。同文書は、文部科学省のウェブサイト上で閲覧可能である（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/04/20/1261059_1_1.pdf）。

プが2011年1月に公表した「各法科大学院の改善状況に係る調査結果」では、「継続校」としてさらに3校が追加された¹⁴⁾。

当時筆者が所属していた静岡大学法科大学院は、同文書において、前者の「重点校」に位置づけられた。そこで、法律基本科目・司法試験選択科目における複数教員による試験問題・答案の相互チェックを含む成績判定・修了判定の厳格化、入学者選抜試験の厳格化（入試倍率2倍の維持）、教員相互の教育活動の研鑽を図るFD活動の充実化、学生個人の学修状況を把握したうえで支援を行うことを目的として設置された学修状況分析専門委員会による個別指導や課外指導の強化等の諸施策を矢継ぎ早に実施した。その結果、法科大学院特別委員会が2011年6月に設置した法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループが2012年3月7日に公表した「各法科大学院の改善状況に係る調査結果」では改善へ向けた取組みが評価され、「重点校」ではなく「継続校」へとその評価が改善した。このほか、静岡大学と並んでもう1校が「重点校」から「継続校」に変更されたが、4校が新たに継続校とされた¹⁵⁾。

このような対応は、「教育の質の向上」を錦の御旗とした法科大学院の差別化につながることであり、「重点校」や「継続校」に指定された法科大学院は、志願者数や入学者数の減少など、さらに苦難の道を歩むことになった。静岡大

13) 法科大学院特別委員会第3ワーキング・グループ「平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）」（2010年1月22日）。同文書は、文部科学省のウェブサイトで閲覧可能である（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/035/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2010/10/18/1297944_10.pdf）。

14) 法科大学院特別委員会第3ワーキング・グループ「各法科大学院の改善状況に係る調査結果」（2011年1月26日）。同文書は、文部科学省のウェブサイトで閲覧可能である（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afieldfile/2011/02/03/1301887_1.pdf）。

15) 以上については、法科大学院特別委員会法科大学院の教育の質の向上に関する改善状況調査グループ「各法科大学院の改善状況に係る調査結果」（2012年3月7日）。同文書は、文部科学省のウェブサイトで閲覧可能である（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afieldfile/2012/03/15/1318599_1.pdf）。

学については、筆者を含む教員が相当の時間を掛けて改善へ向けて努力を傾注して「重点校」から「継続校」への変更を実現したが、それによって対外的な状況に大きな変化はなく、志願者数や入学者数の減少に歯止めをかけることはできなかった¹⁶⁾。

このほか、第三者機関による外部評価で5年に1度実地調査が行われる法科大学院認証評価の基準が2010年に改訂されて2011年以降に実施される評価では「司法試験の合格状況」を考慮するようになり¹⁷⁾、合格率の低迷が考慮されて不適合の判定を受ける大学が多くなってきたことも¹⁸⁾、法科大学院に対

16) 当時の静岡大学における入学者選抜試験と入学者の状況については、中村和夫「静岡大学大学院法務研究科14年史」静岡大学地域法実務実践センター編・前掲注8）引用誌41～44頁。

17) 例えば、独立行政法科大学院評価・学位授与機構（2016年に独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合し、独立行政法科大学院改革支援・学位授与機構に再編。以下、再編前の機構を「旧機構」、再編後の機構を「新機構」という。）が2010年9月に改訂した「法科大学院評価基準要綱」では、各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況につき、「原級留置者及び退学者等の状況」を含む「学生の学業成績及び在籍状況」に加えて、「司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況」等を含む「修了者の進路及び活動状況」、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとされた。同文書については、新機構のウェブサイトにて閲覧可能である（https://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2010/09/30/no6_2_kijyunyokou_22.pdf）。

18) 旧機構の法科大学院認証評価では、2014年度に2つの国立大学の法科大学院が、それぞれ不適合の判定を受けた（結果については新機構のウェブサイトを参照〔https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyokakekka/〕）。また、公益財団法人大学基準協会での認証評価では、2013年度に6つの私立大学、2014年度に1つの私立大学の法科大学院が、それぞれ不適合の判定を受けた（結果については同協会のウェブサイトを参照〔<https://www.juaa.or.jp/accreditation/profession/result/>〕）。公益財団法人日弁連法務研修財団の認証評価では、2012年度と2013年度に1校ずつ不適合の判定を受けているが、教員の必要数や適格性の基準を満たしていないことが大きな理由とされている。もっとも、他の法科大学院についても、適合との判定がなされているものの、入学者選抜の倍率、あるいは、いわゆる展開・先端科目群において法律基本科目の内容を取り扱っている科目があること等を理由として再評価が求められた大学が2013年度に7校（国立大学が3校、私立大学が4校）にのぼっている（結果については同財団のウェブサイト参照〔https://www.jlf.or.jp/work/dai3sha/dai3sha_find/〕）。

する社会的なイメージの低下に拍車をかけることになった。

(c) 経済的な締め付けによる法科大学院の差別化

さらに、司法試験合格率が低迷している法科大学院に対する経済的な面での締め付けも、同時並行で厳しくなった¹⁹⁾。文部科学省は、2010年9月16日に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」を公表し、「深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、公的支援の在り方を見直す」と表明した²⁰⁾。具体的には、次の2つの指標の双方に該当する法科大学院については、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額する措置がとられた。

[指標 1] 前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満

[指標 2] 前年度までに①、②のいずれかに該当する状況が3年以上継続

① 新司法試験の合格率（合格者数／修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満

② 直近修了者（新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者）のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数／直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満

その後、文部科学省は、2012年9月7日に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」を公表し、新たに「入学定員の充足率」を指標として追加したうえで、法科大学院が、①以下の[指標 1]・[指標 2]の双方に該当する場合、②以下の[指標 1]・[指標 3]の両方または[指標 2]・[指標 3]の両方に該当する場合、③単独の指標にのみ該当する場合

19) 以下の記述については、中村・前掲注16) 53頁、米田憲市「『理論』も『実務』も置き忘れた法曹養成——臨床法学教育を鍵とする再生を目指して」須網編・前掲注4) 引用書268～272頁を参照。

20) 同文書については、文部科学省のウェブサイトで閲覧可能である（<https://www.moj.go.jp/content/000073634.pdf>）。

であっても、当該指標の値が著しく低いときは、いずれも公的支援の見直しの対象とされた²¹⁾。

【上記①・②に関する指標】

[指標 1] 前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が 2 倍未満

[指標 2] 前年度までにア、イのいずれかに該当する状況が 3 年以上継続

ア 新司法試験の合格率（合格者数／修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満

イ 直近修了者（新司法試験の直前の 3 月が含まれる年度に修了した者）のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数／直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満

[指標 3] 前年度までに入学定員の充足率（実入学者数／入学定員）50%未満の状況が 2 年以上継続

【上記③において、著しく低いとされる場合の指標】

[指標一] 前年度までに入学者選抜における競争倍率 2 倍未満の状況が 2 年以上継続

[指標二] 指標 2 に該当し、かつ、前年度において a、b のいずれかに該当

a 新司法試験の合格率が全国平均の 1/4 未満

b 直近修了者のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率が全国平均の 1/4 未満

[指標三] 指標 3 に該当し、かつ、前年度の入学定員の充足率が 25%未満

さらに、文部科学省は、2013 年 11 月 11 日に、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」を公表して、「司法試験合格状況、入学定員充足状況に加え、多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標に基づき、現在の入学定員充足状況の傾向を勘案し減額された基礎額を設定」し、「その上で、先導的な教育システムの

21) 内容については、文部科学省のウェブサイトで閲覧可能である（https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/09/1325669.htm）。

構築や教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連携・連合など優れた取組の提案を評価して加算」とするという、いわゆる「法科大学院公的支援見直し・加算プログラム」を開始した。基礎額の算定に当たって考慮されたのは、以下の指標である（以下の引用は、本稿に関連する部分のみ抜粋したものである）²²⁾。

- 全ての法科大学院について、下記に掲げる4指標に照らしてこれまでの取組や成果等を評価し、その状況に応じて配点された点数の合計に応じて、三つの類型に分類する。
 - ・ 司法試験の累積合格率（累積合格者数／累積受験者数）
 - ・ 法学未修者の直近の司法試験合格率（法学未修者の合格者数／法学未修者の全受験者数）
 - ・ 直近の入学定員の充足率（実入学者数／入学定員）
 - ・ 法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合（法学系以外の課程出身者の入学者数／全入学者数）又は社会人の直近の入学者数・割合（社会人の入学者数／全入学者数）
- 上記の分類を行った際、第3に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、下記に掲げる指標を加えた5指標の合計点数に基づき、類型を見直す。
 - ・ 地域配置の状況（同一都道府県内の校数）又は夜間開講の状況（夜間開講の実施の有無）

上記の各措置は、対象とされた各法科大学院の運営に大きな打撃を与えることとなったが、とりわけ財政を運営費交付金に依存している（かつ、毎年その減少が続いている）国立大学²³⁾の法科大学院への影響は甚大なものであった。

22) 内容については、国立国会図書館ウェブサイト（WARP [Web Archiving Project]）において閲覧可能である（https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11385330/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/11/1341427.htm）。

厳しい状況が続く地方国立大学の法科大学院は、最初の4つの指標で厳しい評価を受けることになったため、次の指標である地域配置の状況はたしかに考慮されたものの、マイナスの評価をカバーするにはほど遠い状況であった。

（3）法科大学院の学生募集停止の加速化

（2）で述べた状況は、各種支援見直しの対象とされた各大学の法科大学院の存続を困難とすることになり、学生募集停止の流れを加速させることになった。

とりわけ厳しい状況に置かれた地方国立大学（新潟大学、信州大学、静岡大学、島根大学、香川大学・愛媛大学、熊本大学、鹿児島大学、琉球大学）の8つの法科大学院は、「地方国立大学法科大学院研究科長会議」を発足させて、意見交換を行いつつ、相互の連携の可能性を探り続けた²⁴⁾。

しかしながら、2013年6月に島根大学が2015年度からの法科大学院の学生募集の停止を公表したことを皮切りに、2014年2月に信州大学、4月に鹿児島大学、5月に香川大学・愛媛大学（以上については2015年度から）、10月に静岡大学、2015年3月に熊本大学（以上については2016年度から）、新潟大学（2015年度から）が、相次いで学生募集の停止を発表した（琉球大学については、現在も存続している）。筆者が所属していた静岡大学については、法科大学院はもとより地域からも存続を求める声が強かったが、当時の伊東幸宏学長・石井潔副学長（後の学長）を中心とする大学役員会が、法科大学院（大学院法務研究科）教授会の了承を得ないまま、一方的に学生募集停止の公表を強行するに至った²⁵⁾。

結果的に、1で述べたように、2024年10月末の段階で、制度発足当初に法科大学院を設置した74校のうち40校が学生募集停止を決定することになり、

23) 国立大学の運営費交付金が年々減額されている状況については、田中弘充＝佐藤博明＝田原博人『検証 国立大学法人化と大学の責任——その制定過程と大学自立への構想』（東信堂、2018年）328～333頁を参照。

24) 中村・前掲注16）53頁。

25) この間の経緯については、宮下修一「法科大学院の募集停止と大学の危機」法と民主主義504号（2015年）28頁を参照。

別表 1 地方における法曹養成の状況（2014 年 5 月 1 日現在）

大学 項目	新潟	信州	静岡	島根 〈山陰〉	香川（+愛媛） 〈四国〉	熊本	鹿児島	琉球
司法試験 合格者数 （全体数）	65 + 修習中 10 (75)	18 + 修習中 4 (22)	26 + 修習中 1 (27)	18 + 修習中 4 (22)	23 + 修習中 5 (28)	32 + 修習中 7 (39)	12 + 修習中 1 (13)	33 + 修習中 6 (39)
県内登録 弁護士数 （対合格者 〔修習中の 者を除く〕 比率）	34 (52.3%)	11 (61.1%)	14 (53.8%)	山陰全体 8 島根 6 （法テラス 隠岐含む） 鳥取 2 (44.4%)	四国全体 16 香川 9 愛媛 4 高知 2 徳島 1 (69.6%)	20 (62.5%)	7 (58.3%)	15 (45.5%)
県内 弁護士数 （占有率）	252 (13.5%)	229 (4.8%)	417 (3.4%)	137 島根 68・ 鳥取 69 (5.8%)	501 香川 164・ 愛媛 159 徳島 90・ 高知 88 (3.2%)	248 (8.1%)	184 (3.8%)	245 (6.1%)

現在、存続しているのは、半数未満にとどまっている。

3. 幻の「広域連合法科大学院」構想とその後の影響

(1) 地方における法曹ニーズの拡大と法曹養成継続の必要性

2(3)で述べたように、地方国立大学の法科大学院については、2013 年から 2015 年にかけて学生募集停止の公表が相次いだ。法科大学院が設置された 2004 年以降、地方における法曹養成のニーズは、徐々に拡大していたことは間違いない。

例えば、別表 1 は、2014 年 5 月 1 日現在で、筆者が 2(3)で紹介した「地方国立大学法科大学院研究科長会議」の所属校に確認してまとめたものである。この時点でも、各地の法科大学院を修了し、司法試験に合格して司法修習を終えて法曹資格を得た後に、弁護士として各地で活躍する者は、着実に増加していた。

また、各地の弁護士会からも、地方における法曹養成の継続を求める声は強かった。例えば、静岡・長野・新潟・広島・島根・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄・香川・愛媛の各県の弁護士会が共同で2013年1月28日に公表した「法科大学院の地域適正配置についての11弁護士会会長共同声明」は、「国に対し、統廃合の基準の策定等法曹養成制度の在り方を検討するに当たり地域適正配置の理念を最大限に尊重すること、地方法科大学院について国立大学法人運営費交付金又は私立大学等経常費補助金を減額しないこと、及び地方法科大学院に対して適正な公的支援を行うことを強く求める」とした²⁶⁾。

また、地方の政財界からも存続を望む声が強く寄せられていた。例えば、筆者が所属した静岡大学法科大学院については、静岡県議会が2013年10月17日に「適正な法曹人口のための法曹養成制度の改革を求める意見書」を採択し、「静岡大学法科大学院を定員削減や統廃合の対象としないこと」を強く要望した。また、静岡県弁護士会²⁷⁾、さらに静岡県内の政財界をはじめとする各界のメンバーによる構成されている財政面での支援組織であった「静岡大学法科大学院支援協会」²⁸⁾においても、その存続を望む声は強く寄せられていた。

（2）「広域連合法科大学院」を構想するに至った経緯

（1）で述べたように、地方における法曹養成の継続が厳しい状況に置かれる中でも、それを望む声は非常に大きかった。しかしながら、2（2）（a）で述べたように、法科大学院の志願者や入学者が減少する中で、とりわけ地方国立大学が単独で法科大学院を維持することは困難な状況にあった。

その中で、地方における法曹養成の灯を絶やさないようにするための試みと

26) この共同声明については、各県の弁護士会のウェブサイトで確認可能であるが、例えば、静岡県弁護士会のウェブサイトを参照（<https://www.s-bengoshikai.com/bengoshikai/seimei-ketsugi/s13-1hoka/>）。

27) 静岡県弁護士会による静岡大学法科大学院に対する支援の状況については、大多和・前掲注8）76～77頁。

28) 静岡大学法科大学院支援協会の活動については、根本猛「静岡大学法科大学院支援協会・略史」静岡大学地域法実務実践センター編・前掲注8）引用誌79～82頁。

して検討されたのが、2013年6月の島根大学法科大学院の学生募集停止公表の前後から、島根大学と筆者が所属する静岡大学の両法科大学院が中心となつて立案された「広域連合法科大学院（キャンパス分散型）構想」である。これは、具体的には、①法科大学院の統合を進めつつ、地方での法曹養成機能を維持するとともに、②教育資源の集約による質の高い教育の実現をめざすために、遠隔授業システムを活用した新しい形の教育を実現しようというものである。

2013年度に入ってから学内において学生募集停止へ向けた動きが強まっていた島根大学法科大学院から静岡大学法科大学院に連携の可能性について働きかけがあり、当時は、少ないながらも一定数の司法試験合格者を輩出していた静岡大学法科大学院が主導的な役割を担うことを前提として、上記の構想が検討された。そして、島根大学の役員会は、2013年6月17日に、2015年度以降、法科大学院の学生募集を停止することと併せて、「平成27年4月実施に向けキャンパス分散型広域連合法科大学院構想を推進すること」も承認した²⁹⁾。

その後、両大学間で、広域連合法科大学院構想の検討が続けられ、原案が固められた。次の(3)では、立案された広域連合法科大学院構想について、図を用いながら³⁰⁾、その具体的な内容を紹介することにしたい。

(3)「広域連合法科大学院」構想の具体的な内容

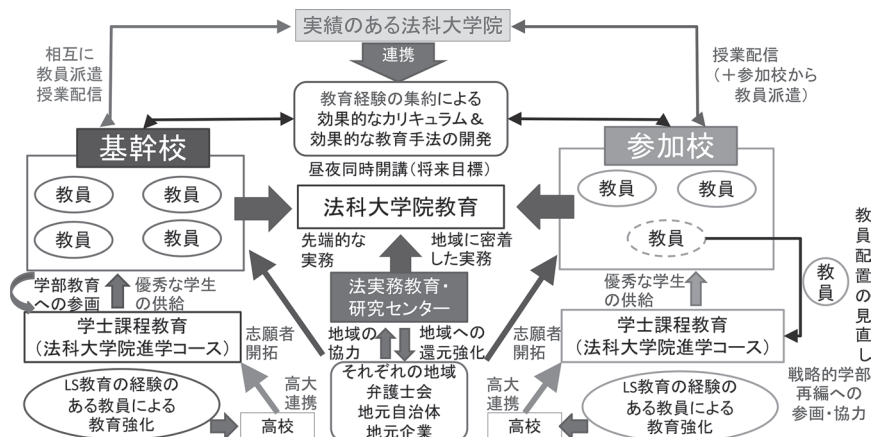
(a)「広域連合法科大学院」構想の全体像

広域連合法科大学院は、基幹校と参加校からなり、基幹校から参加校に対して遠隔授業システムを用いて授業を配信するとともに、実績のある法科大学院と連携しつつ、相互の教育経験を集約して効果的なカリキュラムと教育手法を開発し、また、新たに設置する法実務教育・研究センターを通して地域の協力

29)「国立大学法人島根大学役員会（第227回）議事要録」（2013年6月17日）1頁。同議事要録は、島根大学のウェブサイトで確認可能である（https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00053211/no_227.pdf）。

30) 以下で紹介する各図は、筆者が静岡大学に所属していた時期に連合法科大学院構想の実現に向けてともに尽力した和田直人氏が作成したものをベースに、筆者が加筆・修正を施したものである。

図1 「広域連合法科大学院」構想の全体像



を得つつ、法科大学院教育を推進していこうとするものである（図1）。

本構想の特徴は、法科大学院構想にとどまらず、戦略的な学部再編を念頭に置きつつ、学部教育（学士課程教育）において、法科大学院進学コースを設けて、優秀な学生を法科大学院に供給するという点にもある。これは、現在の「法曹コース」構想につながる原始的な提案といえよう。

（b）「広域連合法科大学院」における教員・学生配置

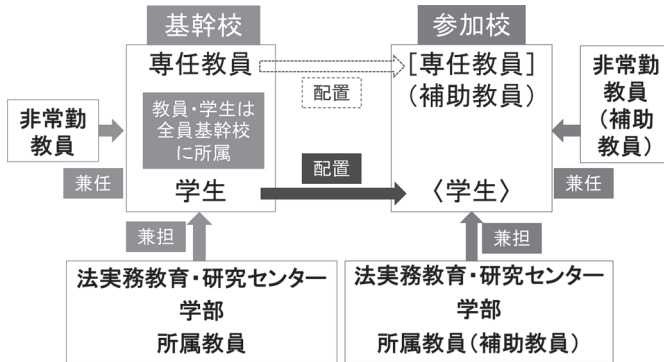
広域連合法科大学院では、教員と学生は全員基幹校に所属し、参加校に専任教員（補助教員）と学生を配置するという形態をとる。実質的には、参加校の所属教員と学生は、所属は基幹校となるものの、実態としては従来通りに各地の大学において指導・学修を続けることになる（図2）。

（c）「広域連合法科大学院」における教育実施形態

広域連合法科大学院では、基幹校から参加校に対して（一部は参加校から基幹校に対して）遠隔授業システムを用いて授業を配信することを原則とする。

もっとも、法科大学院設立当初から、九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉

図2 広域連合法科大学院における教員・学生配置イメージ



球大学では、各大学の法科大学院間を独自の遠隔授業配信システムでつなぎ、授業を配信する試みが行われていた。また、成蹊大学法科大学院においても、武蔵野市にある本校と東京駅近くの大手町にあるサテライトキャンパスを接続して遠隔配信で授業が行われていた。その意味では、遠隔通信システムを用いた授業形態自体が、新たな教育スタイルを提供するというものではない。

しかしながら、広域連合法科大学院における遠隔通信システムを用いた授業は、単に授業を双方向で発信するというにとどまらず、教員等の教育資源を集約するとともに、参加校にも学生の指導を行う補助教員を一定数配置し、単なる通信教育を超えた教育の実質化を実現することを目的とするものである。また、各地に根ざした選択科目等については、参加校にいる教員からの配信も可能とすることにより、基幹校・参加校双方が相互に補完しつつ教育力を向上させることを企図している（図3）。

(d) 「広域連合法科大学院」設置による法科大学院教育の充実

広域連合法科大学院構想は、単に学生数の少ない法科大学院がその足りない資源を融通し合うというものではない。大学を超えて法曹養成教育について連携を図ることにより、学生間の競争を推進し、学修経験の集積を図るとともに、司法試験合格のノウハウや教育スキルを共有し、それをふまえた統一カリキュ

図3 広域連合法科大学院における教育実施形態

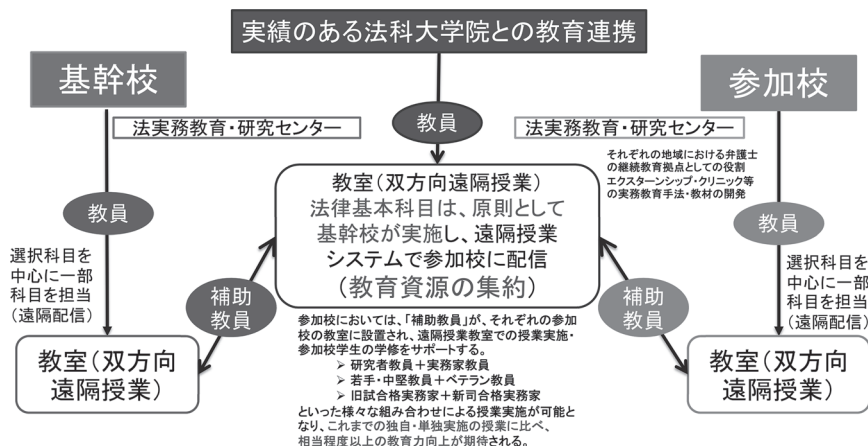
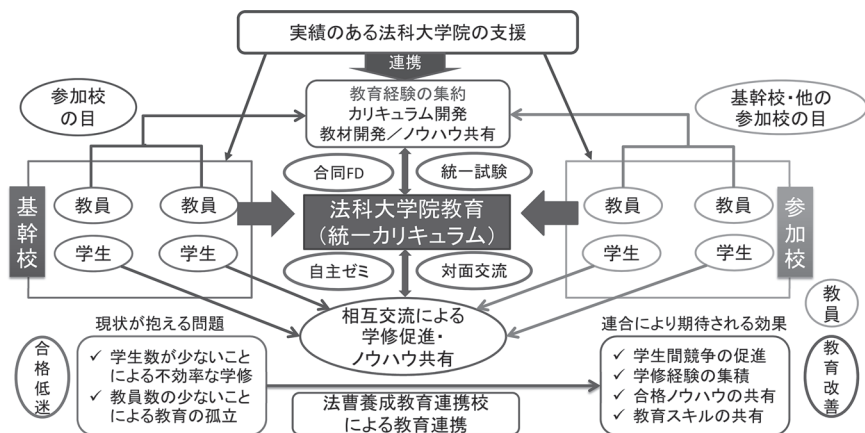


図4 広域連合法科大学院設置による法科大学院教育の充実イメージ



ラムの開発を通して地方における法科大学院教育の充実を図ろうとするものである（図4）。

図5 広域連合法科大学院と実績のある法科大学院との教育連携（発展型）

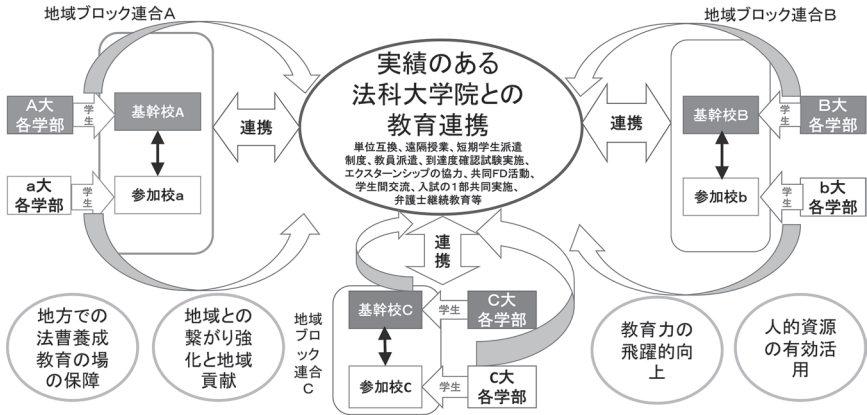
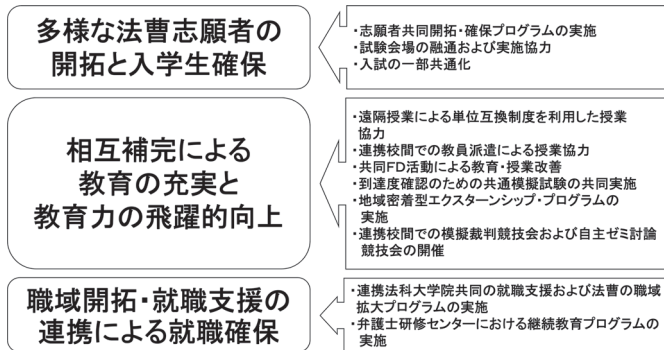


図6 広域連合法科大学院と実績のある法科大学院との教育連携と主な効果



(e)「広域連合法科大学院」構想の展開の可能性

さらに、この広域連合法科大学院構想は、静岡大学と島根大学という2校に限られたものではなく、実績のある法科大学院との連携を通じて、同様の枠組みを複数構築する可能性を秘めたものである（図5）。そのことにより、法科大学院全体の質の向上につながるといえる大きなメリットがあるといえる（図6）。

（4）「広域連合法科大学院」構想の終焉

（3）で述べたように、広域連合法科大学院構想は、着実に作り上げられていったが、基幹校となるはずの静岡大学法科大学院自身の司法試験合格率が低迷し、また、志願者数・入学者数が減少してきたこともあって、実際の推進にはブレーキがかかることになった。

そこで、筆者を含む両大学のメンバーは、周囲の理解を得るべく努力を重ねたが、その中で、衆議院法務委員会から、筆者に対して、法曹養成制度に関して意見を聞くために参考人として出席してほしいとの依頼があった。そこで、2014年5月9日に開催された同委員会において、（3）で紹介した「広域連合法科大学院」構想について説明するとともに、それを含めた質疑応答に応じることになった³¹⁾。

このことにより、広域連合法科大学院構想は注目を集めることになったが、静岡大学法科大学院に対する種々の圧力は次第に強まり、基幹校を実績のある法科大学院として静岡大学法科大学院自身が参加校となることも視野に入れて模索が続いたものの、構想実現への道筋がつけられないまま、2（3）で述べたように2014年10月に学生募集が停止されるに至った。その後も、構想の実現に向けた努力は続けられたが、広域連合法科大学院構想は、幻のまま終焉を告げることになった³²⁾。

（5）「広域連合法科大学院」構想のその後の法科大学院教育への影響

しかしながら、広域連合法科大学院構想自体は、まったくの幻に終わったわけではなく、その構想が現在の法科大学院にも大きな影響を及ぼしている。

文部科学省は、2015年度に、調査委託研究として「平成27年度文部科学省

31) 当日の議論の状況については、「第186回法務委員会会議録第15号（平成26年5月9日（金曜日）」を参照。同会議録は、衆議院ウェブサイトで閲覧可能である（https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/000418620140509015.htm）。なお、当日の様子は、衆議院インターネット中継のアーカイブでも視聴可能である（https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=43917&media_type）。

32) この間の経緯については、中村・前掲注16）53頁、宮下・前掲注25）引用同頁。

先導的・大学改革推進委託事業」として、「法科大学院教育における ICT の活用に関する調査研究」を公募したところ、中央大学法科大学院が委託先として採択された（筆者が中央大学に赴任したのは 2016 年 4 月であり、本委託研究にはまったく関わっていない）。具体的な調査の内容は、中央大学法科大学院を配信元とし、島根大学・鹿児島大学・琉球大学の各大学の法科大学院を配信先（サテライト）として、法律基本科目、実務基礎科目（法曹倫理）、外国法・基礎法学科目、展開・先端科目についてそれぞれ配信するというものである。基本調査として、教室及び自宅等へのリアルタイム配信を試みるとともに、応用調査として、一部の科目のオンデマンド配信を試みている。その結果、機器のトラブル等の課題はあるものの、ICT 技術を用いた授業には一定の成果が認められた旨、報告されている³³⁾（なお、中央大学法科大学院では、法律基本科目ではなく先端・展開科目であるが、ICT 技術を用いた授業が開講され、現在も継続している³⁴⁾）。

これを受けて、文部科学省に 2016 年 6 月に設置された「法科大学院教育における ICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議」は、5 回にわたり議論を重ね³⁵⁾、2017 年 2 月 9 日に「法科大学院における ICT（情報通信技

33) 中央大学「平成 27 年度文部科学省先導的・大学改革推進委託事業 法科大学院教育における ICT の活用に関する調査研究 委託事業成果報告書」（2016 年 3 月）。同報告書は、文部科学省ウェブサイトで閲覧可能である（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/_icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1371442_01.pdf）。

34) 現在は、連携先である新潟大学・信州大学・鹿児島大学の各学部所属教員から配信を受ける形で遠隔授業を実施している。また、連携先ではない琉球大学法科大学院とは相互に配信し、静岡大学からは学部所属教員から配信を受ける形で遠隔授業を実施している。具体的な科目名は、以下の通りである。「4 群特講 I @地域と法 I（九州地方の法律問題）」[鹿児島大学法文学部から配信（配信先は中央大学法科大学院〔以下、4 群特講 I については同様〕）]、「4 群特講 I @地域と法 II（沖縄地方の法律問題）」[琉球大学法科大学院から配信]、「4 群特講 I @地域と法 IV（中部地方の法律問題）」[新潟大学法学部・信州大学経済学部・静岡大学グローバル共創科学部から配信]、「政策形成と法」[中央大学法科大学院から琉球大学法科大学院へ配信]。なお、2019 年度までは、島根大学の元法科大学院所属教員から「4 群特講 I @地域と法 III（中国地方の法律問題）」の配信を受けていた。

35) 同会議の状況については、文部科学省のウェブサイトで確認可能である（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/075/index.htm）。

術）を活用した教育の在り方に関する検討結果」と題する報告書を公表した³⁶⁾。ここでは、ICTを活用して法科大学院教育を行うことについては好意的な観点が示されている。具体的な提言について抜粋して紹介すると、以下の通りである（①～③の番号は、筆者が便宜的に付加したものである）。

- ① ICTを活用した教育によって、法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者や時間的制約の多い有職社会人などが法科大学院教育を受けることを可能にすることで、法曹資格を取得するための途を確保する必要がある。また、地理的制約を超えた複数の法科大学院の連携による教育の質を向上させるとともに、法律に携わる実務家・社会人のキャリアアップのための学び直しの機会を提供する必要がある。
- ② 法科大学院では、少人数による双方向又は多方向の密度の高い教育が求められるため、法科大学院において実施されている授業科目や授業形式の特性に応じて、授業時間内において双方向・多方向の討論・議論の機会を確保することや、授業時間外における学修環境を整備することが必要である。
- ③ 一部の実習・シミュレーション科目をはじめとして、科目の特性によってはメディア授業になじまないと考えられるものがあることに留意が必要である。地方在住者の地理的制約を解消する観点からは、当該科目を地方大学において開講できるよう、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産を活用することが望まれる。

①については、まさに広域連合法科大学院構想が意図していたところである（2(3)(a)・(b)を参照）。

また、②については、実際の実施に当たり一定の教育効果を得るために授業時間内に留意すべき点として、「メディア授業を受講する学生に対して、授業

36) 同報告書の内容については、文部科学省のウェブサイトで確認可能である（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/___icsFiles/afieldfile/2017/05/09/1384129_08_2_1.pdf）。

中に指導等が可能となるよう、必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい」とされ、かつ、これにより、授業時間外の指導等も含めたフォローが可能になると考えられる」とされている。これもまさに広域連合法科大学院構想において、すでに指摘していたところである（2(3)(c)を参照）。

さらに③についても、一定の条件を満たせば、「教員が遠隔授業に特有の環境を意識した授業運営上の工夫を行うことにより、法科大学院におけるメディア授業においても、大学内で実施される面接授業と同水準の授業を実施することが可能である」としつつ、「法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者に法曹資格取得の途を確保できるようにする観点からは、メディア授業になじまない科目について提携する当該地域の大学において開講するなど、地方大学の法学部や募集停止した法科大学院の知的資産を活用することが望まれる」との指摘がある。広域連合法科大学院構想は、まさにそのことを前提として新たなシステムを構築しようとしていたものである（2(3)(d)・(e)を参照）。

2020年に突然襲いかかってきたコロナ禍により、ICT技術を用いた教育が法科大学院に全面的に導入されたが、少なくとも法科大学院教育については、上記のようにICT技術の活用を意識した対応が行われてきたことにより、抵抗感が若干弱まった側面もあるように思われる。

いずれにしろ、ICT技術を活用した授業が正面から認められる先鞭を付けたのは、紛れもなく広域連合法科大学院構想であり、その内容は、今の法科大学院教育にも影響を及ぼしているといえよう。

このほか、2(2)(c)で紹介した「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」については、各法科大学院が5年間の機能強化構想とそれを実現するための具体的な取組を検証可能な目標（KPI）とともにパッケージとして計画し、文部科学省がその進捗状況を毎年度評価する方法で実施されているが、その構想を実現するための区分・取組として、「複数の法科大学院との連携」が掲げられており、複数の大学でこの区分による取組がなされている³⁷⁾。もとより、上述した広域連合法科大学院構想の内容を体現するものではないものの、この構想が端緒となり、かつては一顧だにされなかった遠距離の法科大学院の

相互連携が公的支援の加算に際しても評価される素地が醸成されたといっても過言ではなからう。

4. 「3 + 2」制度の導入と「法曹コース」の設置による地方における法曹教育の新たな可能性

（1）「3 + 2」制度の導入と「法曹コース」の設置

2(2)(a)で見たように、法科大学院の学生募集停止が相次いだものの、法科大学院の志願者数・入学者数は低落傾向が続いていた³⁸⁾。

このような状況をふまえて、1で若干触れたように、法学系の学部を3年間で早期卒業して法科大学院の既修コース（2年コース）に進学する形で期間短縮を図るといふ、いわゆる「3 + 2」の制度が構想された。具体的には、2年次に法学系の学部設置された「法曹コース」に進学した学生は、2年間で所定の単位を修得することや法科大学院の受験等を条件に早期卒業が認められ、3年次に法科大学院の既習コースの試験に合格することにより、翌年、直ちに進学することが可能となる。また、法科大学院を有する大学が「法曹コース」を有する法学系学部を有する大学と連携協定を締結することにより、学部学生が、通常の入学者選抜試験とは異なる方法で選抜を行う「5年一貫型選抜」を受験して進学する途が開かれた。

さらに、「3 + 2」制度と同時並行的に導入が議論されていた法科大学院3年次在学中に司法試験の受験が可能となる「在学中受験」制度の導入により、在学中に司法試験に合格すれば、翌年度の司法修習を経て6年で法曹になることが可能となる。このような期間短縮を図ることで経済的な負担を軽減することにより、法科大学院の志願者数・入学者数を回復することが目指された³⁹⁾。

37) 直近の各法科大学院の機能強化構想（令和6年度～令和10年度）については、文部科学省のウェブサイトで確認可能である（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/mext_00022.htm）。

38) 米田・前掲注11) 243～244頁。

2018年10月5日に開催された法科大学院等特別委員会において、上記の内容を含む「法曹コースの制度設計等について」が決定された後⁴⁰⁾、種々の調整を経て、2019年3月には「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されて国会に提出され、同年6月19日に参議院で可決・成立し、6月26日に公布されるにいたった(以下、改正後の法律を「連携法」という。)⁴¹⁾。

これを受けて、法科大学院を有する大学と法学系学部を有する大学との間で、連携へ向けた協議が加速的に進行し、実際の作業過程においては紆余曲折があったものの、2020年1月以降、連携法に基づき文部科学省の認定を受けた大学間の法曹養成連携協定が相次いで公表された。その後、2020年4月から法曹コース(連携法上の正式名称は「連携法曹基礎課程」)の運用が始まり、2022年4月には法科大学院が「3 + 2」制度により早期卒業した学生を初めて受け入れ、2023年7月からは在学中受験が開始された。

現在、法曹コース(ただし、従来からコース制を導入して「法曹コース」を設置していた中央大学法学部では、連携法上の法曹コースについては「一貫教育プログラム」と称するなど、具体的な名称は大学によって異なる)を設置している法学部系学部を有する大学は41校にのぼり、各法科大学院と延べ69件に及ぶ法曹養成連携協定が締結されている⁴²⁾。

39) この間の経緯については、米田・前掲注19) 272～274頁。

40) 同文書については、文部科学省のウェブサイトで閲覧可能である。ただし、第88回の法科大学院等特別委員会では「案」の形で審議されている。その後、2018年11月9日開催の第89回の委員会では内容が確定したものが掲載されているので、そちらを参照されたい(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/_icsFiles/afidfile/2018/11/13/1411055_006_1.pdf)。

41) 法律の概要等については、文部科学省のウェブサイトで確認可能である(https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1413769.htm)。

42) 法曹養成連携協定を締結した大学と具体的な協定の内容については、文部科学省のウェブサイトで確認可能である(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1422481_00007.htm)。

（2）地方における法曹養成教育の新たな可能性

（1）で述べた「3 + 2」制度の導入と「在学中受験」実施に伴う期間短縮は、経済的負担の軽減にはつながるものの、逆に「詰め込み教育」につながるとの危惧も示されている⁴³⁾。

もともと、同制度の導入により、法科大学院の志願者数・入学者数が増加傾向に転じたこと⁴⁴⁾、また、司法試験合格者中に在学中受験合格者が占める割合も高くなっていること⁴⁵⁾も事実であり、導入の目的は一定程度実現しつつあるといえる。

特に、法科大学院が設置されていないにもかかわらず、法曹コースが設置されている大学が存在する県が5県存在するが（新潟〔新潟大学〕、長野〔信州大学〕、香川〔香川大学〕、熊本〔熊本大学〕、鹿児島〔鹿児島大学〕の各県）、いずれもかつて法科大学院を設置していたものの学生募集を停止（その後廃止）せざるを得なかった大学である。1で述べたように、これらの大学のうち、新潟・信州・熊本・鹿児島の4大学はいずれも2020年度から、やや遅れて香川大学は2023年からそれぞれ法曹コースを設置し、複数の法科大学院と法曹養成連携協定を締結している。

上記のうち、香川大学を除く4つの大学とは、筆者が所属する中央大学法科大学院も、法曹コース開設当初から法曹養成連携協定を締結し、相互に連携を

43) 米田・前掲注19) 273頁。

44) 法科大学院の志願者数（複数校を受験した場合には複数計上されている）と入学者数は、2020年度にはそれぞれ8,161名・1,711名であったものが、2021年度には8,341名と1,724名、2022年度には10,564名・1,968名、2023年度には12,174名・1,971名、2024年度には13,513名・2,076名と増加傾向にある。数値については、前掲注1) 引用資料を参照。

45) 司法試験の結果を見ると、2023年は、法科大学院修了者の合格者1,454名（司法試験予備試験受験者を含めると1,781名）中637名と約43.8%を占めていたが、2024年は、法科大学院修了者の合格者1,151名（司法試験予備試験受験者を含めると1,592名）中680名と約59.1%を占めている。各年の司法試験の結果については、法務省のウェブサイトで確認可能である（2023年：<https://www.moj.go.jp/content/001405789.pdf>／2024年：<https://www.moj.go.jp/content/001427119.pdf>）。

強化している。まず、入学者選抜試験のうち5年一貫型選抜試験においては、地方大学出身者専願枠（5名）を設け、地方大学出身者が法曹にチャレンジする環境を整えている。また、4つの大学のうち、新潟大学、信州大学、鹿児島大学には、中央大学法科大学院の教員が現地に赴き、法曹コースの学生向けの授業を担当している。2024年度は、新潟大学については、特殊講義「リーガル・プロフェッション」に民法担当の教員が出講した。また、信州大学については「法曹への道Ⅰ・Ⅱ」に、また、鹿児島大学については「法曹入門A」に、それぞれ民法担当教員として筆者が出講した。いずれも、法科大学院教育でも用いる素材を用いて、その導入を意識した教育を行っている。

また、上記のうち、信州大学と鹿児島大学では、法科大学院の学生募集停止と同時並行の形で学部教育の充実化が図られたが（信州大学では従来の経済学部を経法学部に改組し、また、鹿児島大学では従来の法文学部のうち法経社会学科の機能強化が図られた）、その際に、臨床法学教育科目の強化も図られた。その後、法曹コースが設置された際に、これらの科目が必修科目または推奨される科目として位置づけられている⁴⁶⁾。

このように、地方国立大学における法科大学院の学生募集停止・廃止によって一時下火になりかけた地方における法曹養成教育は、その後の各大学の努力によって消えずに残されてきたが、法学系学部における法曹コースの設置がその火を再び大きくする着火剤となっているということもできよう。

46) 信州大学では「必修科目」として、2年前期に「行政実務」、同後期に「現代法務」、3年通年で「契約法務実習」「捜査法務実習」、同後期に「裁判法務演習」が開講されている。また、鹿児島大学では、法曹養成連携プログラム（法曹コース）の修了要件ではないとしつつ、履修を推奨する科目として、3年前期に「実践演習（模擬裁判）」、同後期「司法政策論」が開講されている。これらについては、宮下修一「『3+2』の現状と臨床法学教育の課題」法曹養成と臨床教育14号（2022年）32～34頁、中島宏＝原田いずみ「鹿児島大学法文学部法曹養成連携プログラムにおける臨床法学教育について」同誌同号39～46頁を参照。

5. 結語

以上では、地方における法曹養成のあり方について、2で法科大学院の創設による地方における法曹養成制度の創設とその消滅、次に3でその過程の中で検討された「広域連合法科大学院」構想について紹介し、それが挫折したものの、地方の法曹養成に有用な ICT 技術を用いた教育の可能性を広げる契機となったことを明らかにした。続いて、4で「3 + 2」制度の開始に伴う法曹コースの設置により、特に法科大学院が廃止された地方国立大学における法曹養成の可能性が再度拡大しつつあることも確認した。

「3 + 2」制度と法曹コースは、まだ導入されてまもない制度であり、種々の批判も寄せられているところではあるが、その一方で地方における法曹養成制度の充実という点では大きな可能性を秘めている。今後も紆余曲折が予想されるが、法曹養成教育に携わるものとしては、この可能性をさらに大きく育てていく責務があるといえよう。

〔付記〕

本稿は、このたび定年退職される本郷亮教授からのお声がけにより、寄稿させていただいたものである。本郷教授には、慶應義塾大学と中央大学の両法科大学院が、旧・渋谷パブリック法律事務所、旧・三田パブリック法律事務所、そして現在は東京弁護士会法曹養成センターと連携して夏期休業中に実施している「リーガルクリニック」の実施に際し、筆者が中央大学側の実施責任者となって以来、法曹資格を持たず、臨床法学教育への理解も十分ではなかった筆者に対して、豊富な実務経験とそれに裏打ちされた卓越した知見をふまえて種々のアドバイスをいただいていた。民法を専攻する筆者が、このテーマで論稿を執筆するきっかけを下さったのは、本郷教授であるといっても過言ではない。

また、筆者は民法を専攻する者であり、片山直也教授、鹿野菜穂子教授に

は、研究会等において種々のご高配を賜ってきた。

長年お世話になってきた3名の先生方のご退職を記念する本誌に寄稿する機会をいただいたことに心からの謝意を表するとともに、本稿を献呈させていただく次第である。